

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会財務規程

(通則)

第1条 森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書第3条第2項に規定する連携事業（以下「連携事業」という。）の実施及び「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に係る予算、会計その他の財務に関する事務の取扱いに関しては、別に定めるものを除くほか、この規程に定めるところによる。

(財務事務の総括)

第2条 財務に関する事務の総括は、協議会の会長（以下「会長」という。）が行うものとする。

2 財務に関する事務は事務局長が処理する。

3 会長は、財務に関する事務の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、事務局長に対し、財務に関する事務の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は当該事務の処理について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(予算編成及び執行の原則)

第3条 予算の編成に当たっては、会長が決定した連携事業の計画案（以下「事業計画案」という。）に従い、かつ、合理的な基準により経費の算定を行い、これを予算に計上しなければならない。この場合において、当該会計年度に見込まれる全ての収入及び支出の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 予算は、最小の経費をもって最大の効果を上げるよう編成し、計画的かつ効率的に執行しなければならない。

(予算科目の区分)

第4条 協議会の収入支出予算科目の区分は、別表に定めるところによる。

(予算原案の作成)

第5条 事務局長は、事業計画案に関し、予算原案を作成し、会長に提出しなければならない。この場合において、当該予算原案には、次に掲げる事項を具備しなければならない。

- (1) 連携事業の計画及び実施並びに協議会の運営に要する経費
- (2) 前号の経費の算定基礎及び財源の内容
- (3) 第1号の経費の見積の基礎となった法令又は通達等の根拠
- (4) 過去の事務及び連携事業の実績

(5) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が必要と認める事項

(予算原案の決定)

第6条 会長は、前条の規定による提出があったときは、当該予算原案を審査し、これを適当と認めるときは、事業計画案とともに協議会に提出する。

(予算の執行の原則)

第7条 事務局長は、第4条に規定する収入支出予算科目（以下「予算科目」という。）及びその内容に従って、予算を執行しなければならない。

2 予算の執行は、予算科目ごとに定められた金額の範囲内でこれを行わなければならない。ただし、予算の執行上やむを得ない場合には、予算を流用することができる。この場合において、事務局長はその事由を付し会長の承認を得なければならない。

(執行状況の把握)

第8条 事務局長は、予算の執行状況を常に把握しなければならない。

(指定金融機関)

第9条 協議会の預金口座を設ける金融機関（以下「指定金融機関」という。）の指定及びその変更は、事務局長が行う。

(金銭の出納)

第10条 事務局長は、金銭の出納に当たっては、証票類を確認し、出納の内容及び経過を明らかにした文書その他の関係書類を添付しなければならない。

(収納手続)

第11条 事務局長は、収納金額が確定したときは、請求書を作成し、納入者に送付しなければならない。ただし、別の方法により納入の通知をするときは、この限りでない。

(支出手続)

第12条 事務局長は、支出をしようとするときは、予算科目、支出金額及び支出の内容が適切であるかを調査し、債権者から請求書を徴収しなければならない。ただし、請求書を徴し難い場合その他請求書を徴する必要がないと認める場合は、支払額調書をもってこれに代えることができる。

2 前項の規定により支出を行ったときは、当該債権者から領収書を徴収しなければならない。ただし、領収書を徴し難い場合は、当該支払の確認をすることができる書類

をもってこれに代えることができる。

- 3 事務局長は、連携事業の実施又は協議会の運営に係る契約に当たり、必要があると認めるときは、資金前渡又は概算払により支出することができる。
- 4 資金前渡を受けた者は、次のとおり精算しなければならない。
 - (1) 前渡金支払精算書を作成し、事務局長に報告すること。
 - (2) 前渡金支払精算書には、領収書又は支払を証明する書類を添付すること。
- 5 前渡金の精算残金は、直ちに指定金融機関に返納しなければならない。
- 6 事務局長は、概算払を受けた者をして、その要件終了後速やかに当該概算払の精算残金を指定金融機関に返納させるとともに、当該者から計算の基礎を明らかにした精算書を徴収しなければならない。この場合において、当該精算書には、領収書又は支払を証明する書類を添付しなければならない。

(帳簿)

第 13 条 事務局長は、次に掲げる帳簿を備えて整理しなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) 収入管理簿
- (3) 支出管理簿

(決算)

第 14 条 事務局長は、当該会計年度終了後、決算を調製し、次に掲げる書類と併せて会長に提出しなければならない。

- (1) 収支計算書
 - (2) 連携事業の実施及び協議会の運営に関する実績報告書
- 2 会長は、決算及び前項各号に掲げる書類を協議会の監事（以下「監事」という。）の審査に付さなければならない。
 - 3 会長は、前項の規定により監事の審査に付した決算を監事の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに協議会の認定に付さなければならない。

(収支証拠書類の保管)

第 15 条 事務局長は、収入及び支出の根拠となる関係書類は、前条第 3 項の認定が得られるまで事務局において保管しなければならない。

(様式)

第 16 条 この規程の施行について必要な様式は、別記のとおりとする。

(この規程に定めがない事項)

第 17 条 財務に関する事務に関し、この規程に定めがない事項については、東京都の例による。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 31 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

	科目区分	摘要
収入	負担金	参加自治体から納付される負担金
	諸収入	負担金以外の収入
支出	事業費	連携事業の計画及び実施に要する経費
	事務局運営費	事務局の運営に要する経費

別記

- 第 1 号様式 現金出納簿 第 12 条、第 13 条関係
- 第 2 号様式 収入調定書 第 11 条関係
- 第 3 号様式 支出決定書 第 12 条関係
- 第 4 号様式 支出決定書（資金前渡） 第 12 条関係
- 第 5 号様式 精算額調定書 第 12 条関係
- 第 6 号様式 収入管理簿 第 11 条、第 13 条関係
- 第 7 号様式 支出管理簿 第 12 条、第 13 条関係

第1号様式（第12条・第13条関係）

現金出納簿

[illegible]

収 入 調 定 書

収入番号	多摩活協第	号	予算主管担当				調定担当
調定担当			事務局長	事務局次長	次長代理	調査	担当者
作成日	年	月	日				
決定日	年	月	日				
下記のとおり調定する。							
年度	年度						
科目							
金額	円						
件名							
納入者							
収入方法	1 口座振込			2 現金			
備考							

出納		
調査	出納員	登録日

収入管理簿	現金出納簿

支 出 決 定 書

支出番号	多摩活協第	号	予算主管担当				調定担当
執行担当			事務局長	事務局次長	次長代理	調査	担当者
作成日	年	月	日				
決定日	年	月	日				
下記のとおり支出する。							
年度	年度		支払予定日	年 月 日			
科目							
金額	円						
件名							
債権者							
支払方法	1 口座振込		2 現金		3 口座振替		
備考							

出納		
調査	出納員	登録日

支出管理簿	現金出納簿

支 出 決 定 書（資金前渡）

支出番号	多摩活協第	号	予算主管担当				調定担当
執行担当			事務局長	事務局次長	次長代理	調査	担当者
作成日	年	月	日				
決定日	年	月	日				
下記のとおり支出する。							
年度	令和	年度	支払予定日	令和	年	月	日
科目							
金額							円
内訳							円
	今回所要額	円		前回繰越額	円		
資 金 前 渡 請 求 書							
請求金額 円							
ただし、							
に要する資金							
上記のとおり請求します。							
年 月 日							
「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会事務局長 殿							
資金前渡受者							
上記のとおり領収しました。							
年 月 日							
「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会事務局長 殿							
資金前渡受者							
支払方法	1 口座振込			2 現金			

出納		
調査	出納員	登録日

支出管理簿	現金出納簿

精 算 額 調 定 書

支出番号	多摩活協第 号	予算主管担当				調定担当
執行担当		事務局長	事務局次長	次長代理	調査	担当者
作成日	年 月 日					
決定日	年 月 日					
下記のとおり調定する。						
年度	年度					
科目						
金額	円					
内訳	円					
前 渡 金 精 算 書						
精算内容	領収額	円		支払額	円	
	繰越額	円		差引戻入額	円	
ただし、 第 号決定資金前渡についての精算 上記のとおり精算します。 令和 年 月 日 「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会事務局長 殿 資金前渡受者						
戻入方法	1 口座振込			2 現金		

出納		
調査	出納員	登録日

支出管理簿	現金出納簿

收入管理簿

年度

[illegible]

支出管理簿

年度（予算科目）		予算額			予算残額（推定額）			
					予算残額（確定額）			
					予算残額（執行済額）			
	件 名	受領額	推定日	推定額	確定日	確定額	支出日	支出済額
合計額		0		0		0		0